

令和3年度 部の運営方針書

環境生活部

1 部の運営方針

【部の使命】

- 野犬による被害の防止対策、墓地の管理、斎場の適正管理など、市民サービスの向上に努めるとともに、環境汚染の防止、再生可能エネルギーの利用促進、自然環境の保全及び継承等により、持続可能なまちづくりを推進します。
- 脱炭素・循環型社会の実現に向け、ごみの発生抑制・再使用・再資源化(3R)の推進を図ります。
- 市役所窓口において、利用される市民の満足度が高い心のこもったサービスを提供します。
- 防犯活動、交通安全の推進等に取り組み、安全・安心に暮らすことのできるまちづくりを推進します。
- 市民一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現のため、総合的な施策の推進・啓発を図るとともに、性別に関わりなく活躍できる環境整備に努めます。

【部の目標】

- ①野犬を減らすための対策
「周南地域の野犬問題に関する連絡協議会」を軸とした県や警察等との連携のもと、県が行う野犬捕獲に協力するとともに、野犬が棲みにくい環境づくりのための草刈りや むやみなエサやり禁止の徹底など、野犬による被害の防止を図ります。
- ②ごみの発生抑制・再使用・再資源化(3R)のさらなる推進
市民・事業者・行政及び関係団体が、食品ロスの削減や海洋プラスチックごみの削減などを協働して取り組むことにより、3Rの推進を図ります。
- ③心のこもった市民サービスの提供
市役所窓口において、正確かつ迅速な事務処理を行い、あわせて「おもてなしの心」のこもったサービスの提供を行います。
- ④安心安全な暮らしの推進
防犯灯の設置を支援し、通学路や夜間の道路等における安全性の向上を図り、犯罪被害の防止に努めるとともに、「(仮称)犯罪被害者等支援条例」を制定し、地域社会で被害者等を支えるまちづくりを推進します。
- ⑤人権啓発の推進
「山口県人権推進指針」「周南市人権行政基本方針」及び「第2次男女共同参画基本計画(すまいるプラン周南)後期」に基づき、諸施策を総合的に啓発・推進します。

【働き方改革による業務改善等の取組み】

- 業務スケジュールを活用し共有することで業務量の偏りをなくし、計画的かつ効率的な業務の遂行と休暇取得の向上に努めます。
- 育児短時間勤務や時差出勤制度等、職員個々の状況に応じた制度の活用により、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- ごみ処理やし尿処理に係る施設の機能移転や統合を進め、処理システムの効率化や経費の削減を図ります。
- コロナ禍にあって、オンライン研修やweb会議等を積極的に活用して、職員の専門的スキルの醸成に努めるとともに、メールしゅうなんや市ホームページ等により、迅速で効果的な周知啓発・情報提供を行います。
- 人権教育課との連携を深め、人権講演会やセミナーの企画運営等の効率化を図ります。

2 部の経営資源

(1)部の体制

職員数	135 人	うち	正職員	85 人	・	会計年度 任用職員	50 人	人件費	正職員	617,185 千円	会計年度 任用職員	97,142 千円
-----	-------	----	-----	------	---	--------------	------	-----	-----	------------	--------------	-----------

※R1職員平均給与(7,261 千円)ベース

※予算計上額

(2)事業規模

歳入予算額	480,439 千円	歳出予算額	5,519,771 千円	(正職員人件費を除く)	担当予算小事業数	57 事業	担当課数	5 課
-------	------------	-------	--------------	-------------	----------	-------	------	-----

3 部の中期目標（優先順）第2次周南市まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げられた基本施策を実現するための推進施策

目標	推進施策	実現したい成果（最終目標）
1	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 2 安心安全な暮らしの実現 (環境政策課)	野犬に対するエサやりパトロールの強化、野犬の捕獲器の貸出し、野犬通報アプリ等を活用し、住民と協働することで野犬を減らす対策に取り組みます。 〈後期基本計画に掲げる最終目標値〉 ・野犬による被害件数 0件
2	8 環境共生 1 低炭素・循環型社会の実現 4 3Rの推進と廃棄物の適正処理 (リサイクル推進課)	市民・事業者・行政及び関係団体が協働して、ごみの発生抑制・再使用・再資源化に取り組み、ごみの減量化と再資源化を促進します。 ・市民一人一日当たりのごみの排出量 令和3年度目標:673g、リサイクル率 令和3年度目標:32.8%、最終処分量 令和3年度目標:2,974t また、ごみ処理経費の削減を図るとともに、ごみ施設等の適正な維持管理と効率的な運営を行います。
3	9 都市経営 2 適正かつ透明な行政運営の推進 2 適正な事務執行の推進 (市民課)	安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及率向上のため、交付円滑化計画に基づき申請受付、交付体制の整備を図り、国の目標である令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有している状況の実現を目指します。
4	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 1 防犯運動・交通安全運動の推進 (生活安全課)	犯罪被害者やその家族が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、「(仮称)犯罪被害者等支援条例」を制定し、各機関や団体と連携し、地域社会で被害者等を支えるまちづくりを進めます。
5	2 生涯学習・人権 4 人権尊重社会の実現 1 人権教育・人権啓発の推進 (人権推進課)	市民に身近なところで講演会やイベント等を開催することにより、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。 ・令和3年度目標:人権講座の新規参加率 50%
6	8 環境共生 1 低炭素・循環型社会の実現 1 低炭素社会の構築 (環境政策課)	「市内一斉ノーマイカーデー」による通勤時排出量削減、「おもしろエコ川柳」による取組機会の創出、「エコすごろく」、「エコ日記」及び「キッズエコチャレンジ」による学習機会の創出、市役所エコ・オフィス実践プランによる市事務事業負荷の低減等により、市の二酸化炭素排出量削減に努めます。 〈後期基本計画に掲げる最終目標値〉 ・市の民生部門(家庭・業務)二酸化炭素排出量 597千t-CO ₂
7	8 環境共生 1 低炭素・循環型社会の実現 3 環境教育・啓発の推進 (リサイクル推進課)	環境館を啓発活動の拠点として、体験を通じた啓発や情報発信による啓発を推進していくとともに、市内環境衛生推進団体の活動を支援し、連携した取り組みを展開します。 ・環境館利用者数 令和3年度目標:4,400人、クリーンリーダー設置率 令和3年度目標:100%

8	7 生活基盤 2 暮らしやすい都市環境の整備 5 快適な住環境の整備 (市民課)	久米中央土地区画整理事業区域及びその周辺地区の住居表示を実施することで、わかりやすく、訪ねやすいまちづくりを推進し、市民生活の利便性の向上を図ります。
9	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 2 安心安全な暮らしの実現 (生活安全課)	自転車事故やマナー違反の減少及び自転車等の放置防止等を促進するため、「(仮称)自転車等の安全で適正な利用に関する条例」を制定し安全で快適な市民生活の実現を図ります。 自治会等のLED防犯灯及びカーブミラーの設置を支援することにより、市民生活の安全性の向上に努めます。
10	2 生涯学習・人権 4 人権尊重社会の実現 2 男女共同参画の推進 (人権推進課)	男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野へ参画する男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発を図ります。 ・令和3年度目標:講座等参加者 1,810人
11	8 環境共生 2 環境保全の推進 1 自然環境の保全と再生 (環境政策課)	騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法による規制、環境保全協定に基づくコンビナート企業の監理、公害苦情相談への対応、環境状況の監視・測定、浄化槽設置に対する支援と浄化槽法に基づく規制により、大気・水環境等の保全に努め、外来特定生物ヌートリアの防除による多様な生態系の保全に努めます。
12	8 環境共生 2 環境保全の推進 2 良好な生活環境の確保 (環境政策課)	市民と一体となって、ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。また、ペットのふんの放置や無駄吠え等を防止するため、マナーの向上に取り組みます。 <後期基本計画に掲げる最終目標値> ・ごみのないきれいなまちづくり清掃活動参加者数 55,000人 ・犬の飼い方教室・講座の受講者数 100人
13	7 生活基盤 4 水道の安定供給と下水道の充実 4 上下水道事業の経営の安定化 (環境政策課)	上下水道事業における必要額を一般会計において負担し、安定運営を図ります。
14	7 生活基盤 4 水道の安定供給と下水道の充実 1 安全な給水の確保 (環境政策課)	補償施設として設置された施設の維持管理を行い、安定した飲料水を提供します。
15	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 1 防犯運動・交通安全運動の推進 (生活安全課)	警察や周南市交通安全対策推進協議会等と連携し、防犯パトロールや消費者被害拡大防止等の取り組みを実施します。 「交通事故0の日」の周知や高齢者等の交通事故防止に向けた取り組みを行うとともに、交通安全教育センターでの交通安全教育の実施を通じて、安心して生活できるまちづくりを推進します。
16	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 3 消費者安全の確保 (生活安全課)	複雑・高度化する相談に対応するため、消費生活相談員等の資質向上に努め、消費生活相談における助言やあっせん等を実施することにより、消費者被害を未然に防止します。 「周南市消費者見守りネットワーク協議会」を通じた活動により、高齢者・障害者等の消費生活を見守ります。